

# 憲法講演会

とき 2025年10月22日（水）18時  
ところ 須賀川労働福祉社会館・大会議室

- 開会
- 主催者挨拶
- 学習会日程

## 1. 講演

「台湾有事は日本有事？」

= 日本は中国と

戦争をするのですか？ =

講師：高橋哲哉氏

（東京大学名誉教授）

## 2. 質疑

## 3. 職場報告

自治体財政の悪化と職場の現状（市職労）

- 閉会

須賀川地方平和フォーラム・須賀川地区社会民主主義フォーラム

## = 憲法講演会を開催するにあたって（共に考えあっていきたいこと） =

### （1）はじめに

二度にわたる国政選挙の結果を受け、衆議院では「憲法改正が必要と考える勢力」が3分の2に届かないながらも、参議院では3分の2を超えるなか、「憲法調査会」の開催も頻繁となり、憲法改正が可能となる国会情勢とも言えます。

また、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻、そしてイスラエルのガザ攻撃など、悲惨な事実映像がリアルに報道されるなか、「軍備の拡大が必要（先進国として自衛力を持つのは必然？）」と考える国民が増えているとも報じられています。

あわせて、過度に繰り返される北朝鮮からのミサイル発射や、『霸権国家』とマスコミが批判する中国の動きなど、「台湾有事は日本有事」と揶揄されるなか、防衛予算を拡大し、敵基地攻撃能力（反撃能力）さえ保有することが、既に閣議決定されています。

平和条項を明文化した現憲法が制定され、戦後80年間戦禍に塗れることができ無かつた我が国にとって、果たして自衛隊の認知を含めた「憲法改正が必要なのか」が、私たちが求めるか否かに関わらず、焦眉の課題となっています。

### （2）「台湾有事は日本有事」なのか？

憲法改正の必要性が議論されてきた中心は何と言っても「武装放棄」を明文化した憲法9条の見直しに他なりません。マスコミの報道姿勢もありますが、連日の様に映像で流されるロシアのウクライナ侵攻を観る時、ややもすれば誰もが「他国からの侵攻を阻止出来る武力は必要」と考えがちです。しかしながら、ウクライナ侵攻を直視すれば、侵攻する真の意味はどこにあるのかが、あらためて問われなければなりません。ロシアのウクライナ侵攻をめぐっては、「プーチン大統領の野望」と言った意味不明な根拠が流布されたりしますが、依然として侵攻の理由は明らかになっていません。

同様の意味で、日本国内の軍備拡大が強調される根拠としては、冷戦時代なら「ソビエトの脅威」が強調されましたし、米中対立が強調される今日的には「台湾有事は日本有事」という認識が強調されています。こうした認識は、現状を曲解しているようにしか思えません。

台湾問題は、中国にとっては国内問題に他なりません。1971年の国連総会における「アルバニア決議」でも、「中華人民共和国政府が国連における唯一の合法的な代表である」ことが確認されています。こうした決議に沿う形で日本でも、そしてアメリカでも中華人民共和国が中国の唯一の合法政府であることが表明されてきました。

また、日本にとって、中国経済は切っても切り離せない存在となっている事実こそ直視されなければなりません。防衛予算を拡大し、軍備を拡大したいと考えるが故に、意図的に「脅威」を強調している側面も存在しているのではないでしょうか。

是非、歴史的事実や、中国経済と日本経済との関係に关心を寄せながら、眞実に目を向けていきたいところです。

### （3）改正される以前に、「現実は先行」

一方で、現実は、憲法改正がされる以前に、「戦争の出来る国へ」大きく突き進もうとしています。

#### ① 集団的自衛権の行使に大きく近づく（安保法制の成立）

2016年3月29日には、いわゆる「安保法制」が施行され、これまで憲法上許さないとしてきた「集団的自衛権の行使」へ大きく踏み出してしまいました。また、外国の軍隊の武力行使と一体になるとして禁止してきた範囲まで、後方支援を拡大し、国連平和維持活動（PKO）に従事している自衛隊に駆け付け警護などの新しい任務の任務遂行のために武器を使用する権限を与えることを認める内容となっています。

その提案理由は、曖昧模糊とした内容としか受け取れないものです。

一般的に言われてきた「存立危機事態」が生じた時には、専守防衛の一線を越えて対処するというのですが、憲法が基底した武力の蜂起とは全く相いれないことが、現実の問題として進行しています。

#### ② 敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有

また、2022年12月には、いわゆる「安保三文書」の改定を閣議決定し、敵基地攻撃能力を保有し、活用していく方針を明記しています。

そこでは、相手国がミサイル等を発射する前の段階で「攻撃に着手した」とみなしがれることや、我が国と密接な関係にある他国に対する攻撃を行った国への攻撃も含まれることが想定されているなど、これまで日本がとってきた「専守防衛（最低限の防衛力の維持）」とは似ても似つかない現状が、一人歩きしています。

### （4）果たして、軍備で「平和は守られるのか」

最後に、憲法改正が議論される度に強調される「現憲法の不十分さ（占領軍からの押し付け憲法、現に存在する自衛隊が認知されていない現実等など）」が指摘されながらも、この憲法の下でこそ、戦後80年間、日本は戦禍に塗れることはありませんでした。

あわせて、「軍備で平和は守られるのか」ということを、振返ってみてください。

敵基地攻撃能力にしても、抑止力という考え方にも、「平和を守る為に」という大義名分の下、際限の無い軍備拡張という動きしか作り出さないのでしょうか。

高度成長を終え、大企業が空前の企業利益を出しながらも、労働者賃金の引上げがされず、生活することにも事欠く事態がより拡大しようとしている日本社会にあって、意味を持たない「防衛予算」に、大事な税金を注ぎ込む「経済的余裕」があるのでしょうか。

攻撃されない為の軍備を整える前に、お互いのことを知り合う「外交努力」への集中こそが、平和を希求して止まない私たちに求められているのではないでしょうか。

## 立憲民主党の「憲法観」

### ■ 立憲主義に基づく民主政治

私たちは、立憲主義を守り、象徴天皇制のもと、日本国憲法が掲げる「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を堅持します。私たちは、立憲主義を深化させる観点から未来志向の憲法議論を真摯に行います。私たちは、草の根の声に基づく熟議を大切にしながら、民主政治を守り育てます。

### ■ 世界平和と繁栄への貢献

私たちは、国際協調と専守防衛を貫き、現実的な安全保障や外交政策を推進します。私たちは、健全な日米同盟を軸に、アジア太平洋地域とりわけ近隣諸国をはじめとする世界の国々との連携を強化します。私たちは、国際連合などの多国間協調の枠組みに基づき、気候変動などの地球規模の課題にも正面から向き合い、国際社会の恒久平和と繁栄に貢献します。私たちは、人道支援、経済連携などを推進するとともに、核兵器の廃絶をめざし、人間の安全保障を実現します。私たちは、自國のみならず他の国々とともに利益を享受する「開かれた国益」を追求します。私たちは、日本の文化芸術を大切にするとともに、世界の多様な文化と交流しつつ、幅広い文化芸術活動の振興をはかります。